

1-1. 令和3年度要保護児童対策地域協議会事業実施状況

(1) 代表者会議 1回

令和3年 7月 14日(水)

(2) ネットワーク会議 12回 (692件)

4月 19日 (月)	55 件	10月 18日 (月)	56 件
5月 17日 (月)	43 件	11月 15日 (月)	61 件
6月 21日 (月)	52 件	12月 20日 (月)	72 件
7月 19日 (月)	54 件	1月 17日 (月)	69 件
8月 23日 (月)	54 件	2月 21日 (月)	64 件
10月 5日 (火)	54 件	3月 23日 (水)	58 件

(3) ケース検討会議 81件

4月	9 件	10月	2 件
5月	6 件	11月	5 件
6月	4 件	12月	8 件
7月	1 件	1月	4 件
8月	12 件	2月	17 件
9月	5 件	3月	8 件

1-2. 令和2年度要保護児童対策地域協議会事業実施状況

(1) 代表者会議 1回

令和2年 7月 15日(水)

(2) ネットワーク会議 12回 (616件)

4月 20日 (月)	45 件	10月 19日 (月)	49 件
5月 18日 (月)	52 件	11月 16日 (月)	43 件
6月 15日 (月)	52 件	12月 21日 (月)	48 件
7月 20日 (月)	51 件	1月 18日 (月)	54 件
8月 24日 (月)	54 件	2月 15日 (月)	55 件
9月 23日 (水)	59 件	3月 15日 (月)	54 件

(3) ケース検討会議 82件

4月	9 件	10月	9 件
5月	11 件	11月	7 件
6月	4 件	12月	3 件
7月	12 件	1月	5 件
8月	4 件	2月	3 件
9月	9 件	3月	6 件

2-1. 虐待通告受付件数(主な主訴別)

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	支援	特定妊婦	合計
R3	11	18 (面前DV 5)	0	4	0	0	33
R2	21	47 (面前DV 33)	0	8	9	0	85

2-2. 虐待通告受付件数(通告経路別)

	保育園等	警察	学校 幼稚園	児童 相談所	保健 センター	児童 委員	近隣 家族	病院 保健所	市町村	その他	合計
R3	4	0	13	6	0	2	7	0	0	1	33
R2	3	0	21	42	2	2	11	0	0	4	85

2-3. 虐待通告受付件数(対象児年齢別)

	産前	3歳未満	3歳以上 就学前	小1~3	小4~6	中学生	高校生	不明	合計
R3	0	6	10	4	1	10	1	1	33
R2	0	14	22	15	11	17	3	3	85

2-4. 虐待通告受付件数(主な虐待者別)

	父		母		両親	その他	不明	合計
	実父	他父	実母	他母				
R3	8	4	19	0	0	1	1	33
R2	30	18	32	2	0	0	3	85

2-5. 児童虐待通告等受付件数(月別)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	2	3	4	5	3	4	4	3	2	1	0	2	33
R2	6	9	7	10	12	10	6	4	8	4	3	6	85

3. 要保護児童対策地域協議会事業月別件数(令和3年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース数	55	43	52	54	54	54	56	61	72	69	64	58	692
内 新規	1	2	15	6	7	3	10	8	15	0	4	2	73
内 終結	14	6	4	7	3	8	3	4	3	9	8	17	86

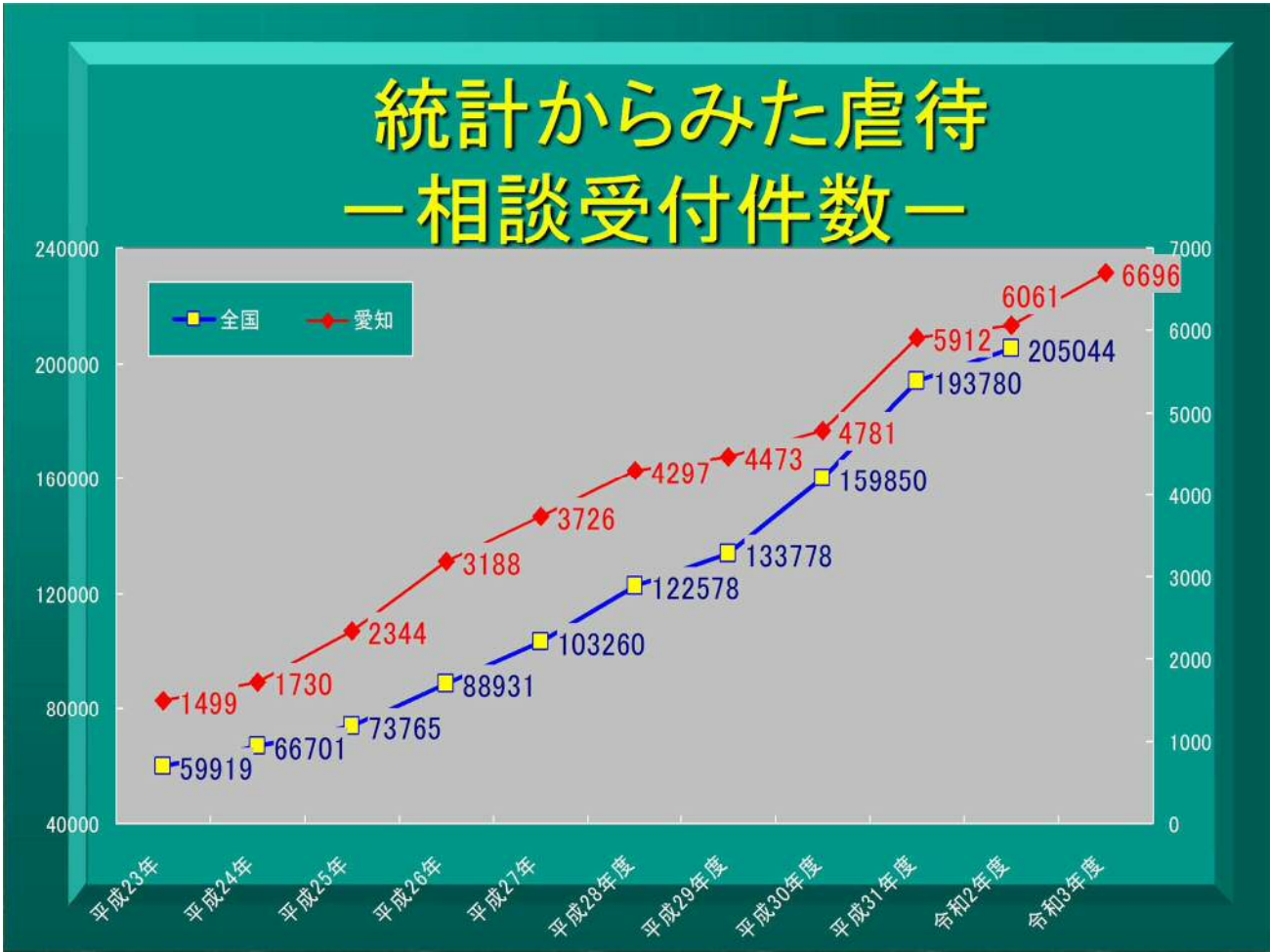
4. 家庭児童相談室における相談又は指導数(令和3年度)

	要保護児童	家庭			学校			非行 虞犯	DV	障害	福祉	その他	計
		子育て 支援	家族 関係	しつけ 育児	不登校	人間 関係	その他						
R3年度	1,287	545	206	108	5	6	3	5	25	2	2	24	2,218
R2年度	1,055	388	257	177	36	34	11	1	62	47	9	88	2,165

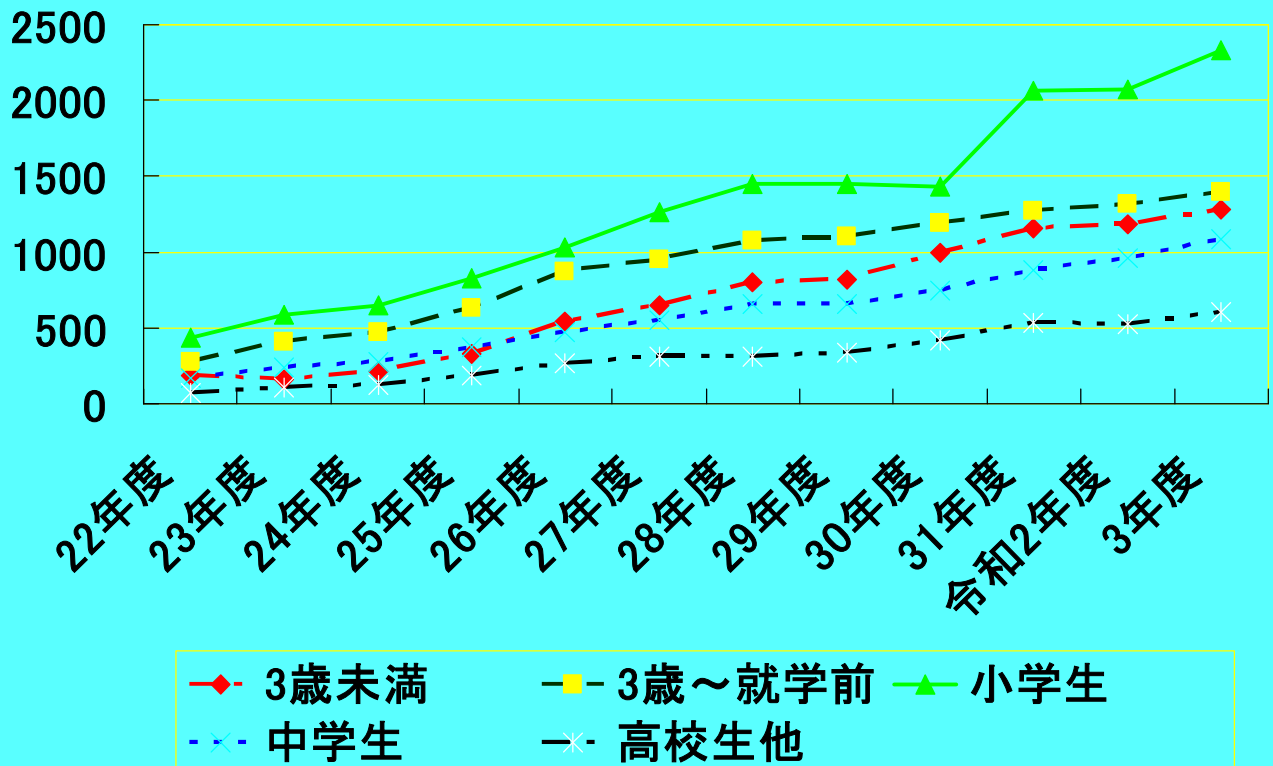
児童虐待の現状

令和4年度 日進市代表者会議

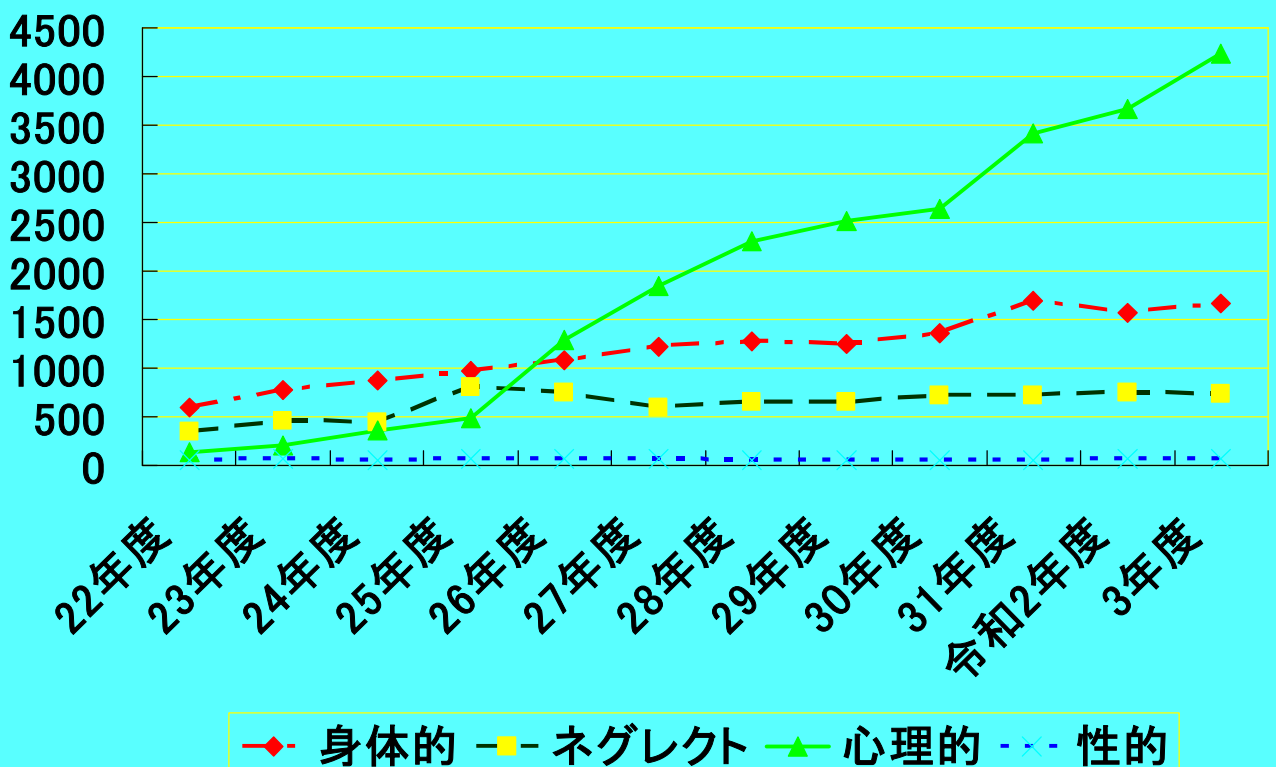
12,Jul,2022



年齢別虐待児の推移

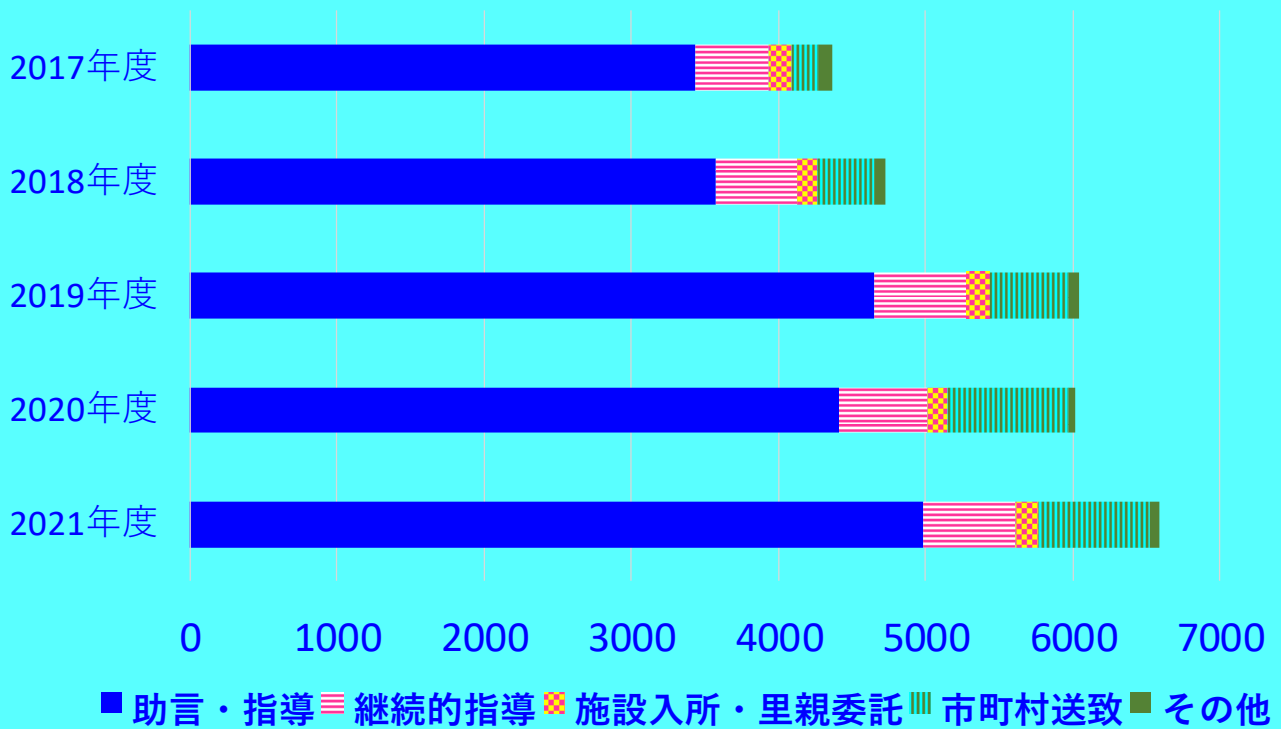


虐待種別の年次推移



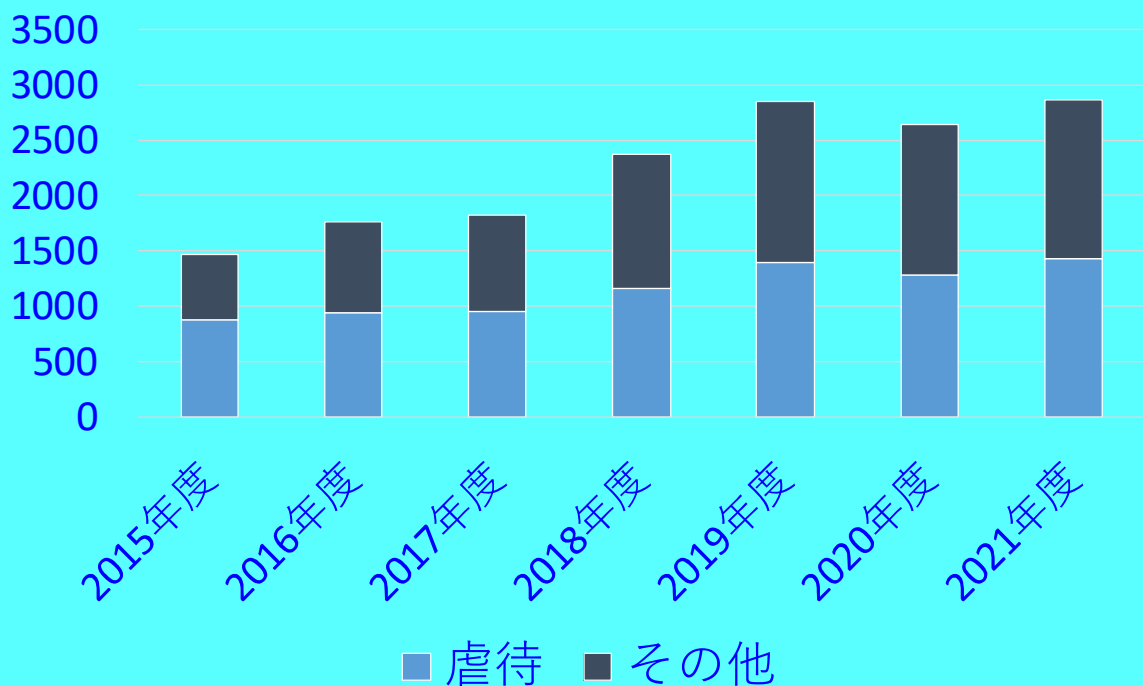
虐待対応状況

グラフ タイトル

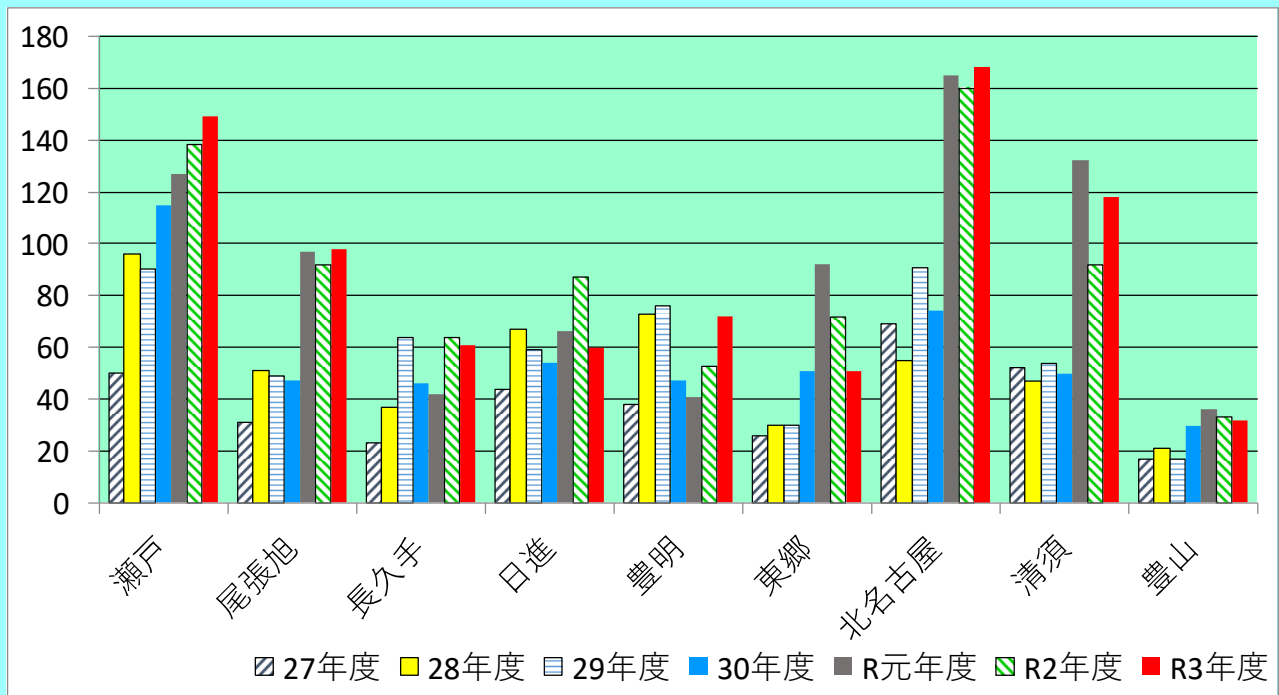


一時保護実施状況

グラフ タイトル



中央管内の市町ごとの 虐待件数推移



R3(R2)年度日進市 虐待受付ケース

虐待 年齢 種別	0～3歳	3歳～就学前	小学生	中学生	中卒以上	計
身体的	1(0)	1(2)	0(7)	6(3)	0(1)	8(13)
ネグレクト	3(2)	3(1)	0(2)	1(0)	0(3)	7(8)
心理的	12(15)	11(17)	10(22)	7(6)	1(2)	41(62)
性的	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2(0)	4(0)
計	16(17)	15(20)	11(31)	15(9)	3(6)	60(83)

R3(R2)年度日進市 虐待ケースの通告経路と対応状況

• 通告経路		• 対応状況	
警察等	41(67)	助言指導	44(41)
県市町村等	7(4)	継続指導	5(1)
近隣・知人	5(7)	里親委託	0(0)
家族・親戚	1(1)	施設入所	1(0)
本人	0(3)	市町村送致	6(42)
医療機関	1(1)		

市町村子ども家庭支援促進事業 の実施について



愛知県中央児童・障害者相談センター
企画・児童指導課
(市町村支援児童福祉司 間)

事案送致の状況(令和3年度)

【児相→市町村への送致件数】

※児相側が統計上「市町村送致」として計上したもの

中央児相全体:90件 / 日進市:6件

・通常面前DVIによる心理的虐待を送致させていただくことが多いが、昨年度日進市さんはネグレクト通告、泣き声通告などの送致を受けていただいた。

・主たる対象としては、市町村における支援的な関わりが期待される事案(サービスにつないだり相談支援を行う中で対応することが可能、あるいは望ましい事案)等を想定。

【市町村→児相への送致件数】

※児相が令和3年度に虐待として受け付けた中で、経路が福祉事務所からのものを便宜的に計上

・中央児相全体:118件 / 日進市:7件

・緊急度が高く一時保護の必要性が感じられるものなどについて協議が多い様子

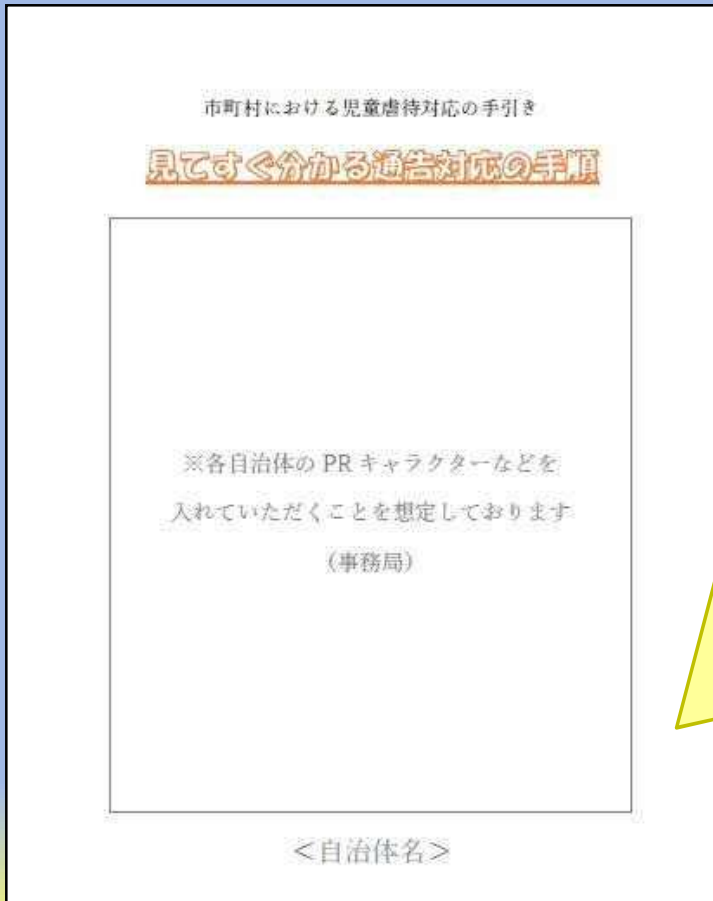
よくある相談・お困りごと等



(1)児相との連携、特に送致の在り方について、運用開始後時間を経てすれ違いが生じることがある。

(2)要対協実務者会議の運営について見直しを行いたい。

(3)ヤングケアラー支援について



令和3年度に作成した虐待
通告の手引書。

市町村において虐待対応の
実務に関わる際の手順や留
意点等を実務者の視点から
まとめたものです。

あくまでも参考としての位
置付けで、本手引きを素材
として、各自治体の実情を
踏まえたより実践的なもの
に作り変えていただきた
いとの思いが込められて
います。

ヤングケアラー支援について

<愛知県の取り組み>

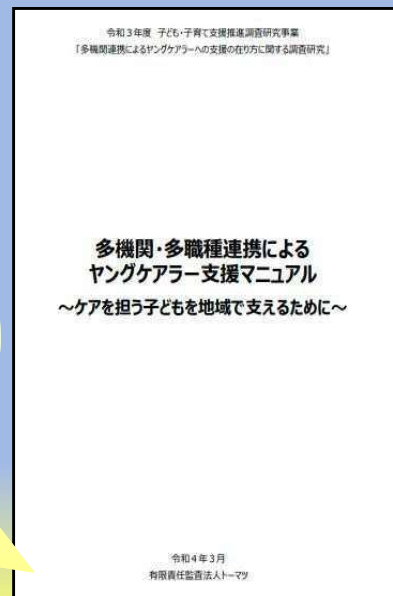
- ・令和3年度に愛知県の実態調査を実施
- ・令和4年度からヤングケアラー支援・子どもの権利擁護関係業務を担当するグループを設立。

(児童家庭課 子どもの権利擁護推進G)

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「他機関連携によるヤングケアラーへの支援の
在り方に関する調査研究」

『他機関・他職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル』

ヤングケアラー発見の着眼点や支援のつなぎ方などの
成果をまとめたもの。
ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、
参考としてご活用ください。



いつも御協力をいただきありがとうございます。

地域の子どもの安全安心な生活、子どもの権利の実現に向けて取り組むパートナーとして、今後とも御意見・御協力などよろしくお願いいたします。

